

全員協議会会議録

1	開 会	3
2	あいさつ	3
3	市内飲食店等応援 議会メッセージ	3
4	議 題	4
(1)	報告事項について	4
①	地方創生交付金事業及び総合戦略の実績報告について	4
②	市町の境界変更について	12
③	矢板市城の湯温泉センター2号源泉ポンプの故障について	13
④	矢板市国民健康保険条例の一部改正について	21
⑤	矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画（第2期）保護者説明会の開催結果について	22
4	その他	23
5	閉会	28

日 時 令和3年11月11日(木) 午前10時00分～午前11時13分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総合政策課長 高 橋 弘 一
- ⑤ 総務課長 塚 原 延 欣
- ⑥ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑦ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑧ 教育総務課長 細 川 智 弘

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから全員協議会を開会いたしますが、本日の会議の写真撮影を許可いたします。 （10：00）

本日の会議は、説明等その他発言については、簡略化するなど、時短短縮に御協力くださるようお願いいたします。

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、地方創生交付金事業及び総合戦略の実績報告についてなど、5件でございます。これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

3 市内飲食店等応援 議会メッセージ

○議長 続いて市内飲食店等応援 議会メッセージについて報告を求めます。

○副議長（藤田欽哉） おはようございます。皆様御案内のとおり、9月30日をもって、コロナ感染症対策の緊急事態宣言が解除され、矢板市内の飲食店の皆様、営業活動を再開されたわけでございます。しかしながら、現状といたしましては、大変客足が伸びず、厳しい状態であると伺っております。そんな状況に鑑みまして、矢板市議会として、何か市民の皆様にはメッセージを発することができないかということになり、先ほど9時から開催されました議員会に

おきまして、全会一致で、矢板市市民の皆様に向けての、議会初めてのメッセージを、発表することになりました。私が全議員を代表いたしまして、メッセージを朗読させていただきます。

(市内飲食店等 議会メッセージを朗読)

メッセージは以上でございます。これから12月暮れの忙しい時期に向けて、昨年中止されました懇親会なども議員積極的に、感染症対策を十分に取りながら、行っていきたいと思っております。

また、市の職員の皆さんにおかれましても、感染症対策を十分にした上で、積極的に矢板市内の飲食店を御利用いただき、経済活性化に御協力いただきますようお願いを申し上げまして発表といたします。ありがとうございました。

○議長 以上のとおりですので、御協力をよろしくをお願いを申し上げます。

4 議 題

(1) 報告事項について

① 地方創生交付金事業及び総合戦略の実績報告について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長(高橋弘一) それでは地方創生交付金事業と、総合戦略の令和2年度実績について御報告させていただきます。

まず資料の1ページになります。資料1といたしまして、こちらは地方創生交付金事業のKPI一覧になります。事業ごとのKPIを一覧にしておりまして、KPIの目標値と実績値を記載しております。上の3つがハード事業である、拠点整備交付金の事業。一番下が推進交付金の事業になります。それでは2ページからの令和2年度実績分の効果検証シートで説明してまいります。なお、事業概要と事業内容の説明につきましては、以降省略させていただきます。

まず、城の湯やすらぎの里の整備であります。

昨年度までは、スポーツツーリズムの推進や、キャンプブームもありまして、K P I の増加につながっておりました。令和 2 年度の K P I の実績値ですが、K P I ①の年間利用料は、コロナウイルス感染拡大による休館や、利用制限、利用制限等によりまして、前年度に比べ、3,639 万円減少の 4,952 万円となっており、事業開始前の 6,287 万円、こちらと比較いたしましても、1,335 万円の減となっております。この事業につきましては、過日開催されました、外部有識者で組織されました検証委員会におきまして、温泉施設の老朽化に伴う修繕費や指定管理料等を、今後多くの財政負担が見込まれるため、城の湯温泉センターのあり方について、市のほうで検討するようにとの御意見、御提言をいただいております。

続きまして 3 ページです。こちらは片岡トレーニングセンターの整備になります。令和 2 年度の K P I の実績値ですが、K P I ③の年間宿泊者数につきましては、7 万 1,300 人となりまして、前年度に比べ、2 万 500 人減少いたしました。しかしながら、事業開始前である平成 28 年度と比較いたしますと、2 万 2,800 人の増となっております。公金を活用した改修工事による成果が現れているものと考えております。

次、4 ページになります。道の駅やいたの整備になります。こちらでは 2 年度の K P I の実績値ですが、K P I ①の年間売上につきましては、前年度に比べ 4,596 万 5,000 円増加の 5 億 4,169 万 5,000 円となりまして、K P I の目標値である約 4 億円、こちらを大きく超えている状況であります。事業開始前である平成 28 年度と比較いたしましても、1 億 5,745 万 1,000 円の増となっております。交付金を活用した施設整備による売り場面積の拡充や、第 3 セクターによる管理運営の手法が、売り上げ向上につながっているものと考えてお

ります。

続きまして5ページです。こちらは推進交付金事業になります。この事業につきましても、健康推進、子育て支援施策の充実、医療促進のためのネットワーク構築など、各ソフト事業を行っております。K P I ②の健康ポイント付与総数につきましては、令和2年度を目標に270万ポイントに対しまして、321万ポイントの本当の実績となりまして、大幅な増加となっております。一方、K P I ③はつらつ館利用者数につきましては、令和2年度、50人増加の年間8,950人、こちらを目標としておりましたけれども、実績値はマイナスの5,841人、年間3,059人の利用となっております。感染予防対策を徹底しまして、利用人数等の制限を設けた上で、利用者の増加を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして総合戦略について御説明いたします。こちら資料の6ページになります。資料2といたしまして、施策体系とK P I 一覧という資料になります。この一覧表につきましては、総合戦略の施策ごとの数値目標K P I の年度ごとの実績を一覧にしたものであります。平成26年度の現状値、そして平成27年度から令和2年度の実績値、計画の最終年度となる令和2年度の目標値、さらには達成状況が記載されております。達成状況につきましては、令和2年度において、目標値を上回る場合は二重丸、8割以上のものは丸、それ以下のものは三角、未実施はバーとしております。36項目の指標におきまして、100%以上達成したものが11、80%以上のものが9、それ未満が15、未実施は1となっております。

それでは主な指標につきまして御説明させていただきます。この表の右端に、「検証シートNo」の列がありますけれども、1から36までの番号が振られております。その番号で申し上げてまいります。なお、7ページ以降の項目ご

とに作成してある進行管理シートにつきましては、お手数でも、後ほど御確認いただければと思います。

まず、ナンバー10の交流人口数です。スポーツツーリズムの展開やおしらの滝、道の駅などへの誘客等を積極的に行いまして、右肩上がりが増加しておりましたけれども、昨年度は、コロナウイルスの影響による施設の休館やイベントの自粛により、目標値である200万人を達成することはできませんでした。

しかしながら、スポーツツーリズムの推進等によりまして、本市の魅力をアピールでき、一定の成果を上げられたものと考えております。

次にその下11番目の純移動数です。こちらは本市への転入から転出を差し引いた数となります。この指標につきましては、平成30年、こちらの数値が記載されておりまして、マイナス347人となっておりますけれども、直近の令和2年におきましては、マイナス71人となっております、改善してきているところであります。こちら近隣の市町間での転出超過につきましては、減少傾向となっておりますけれども、首都圏や、宇都宮市への転出超過が増加しております。今後は首都圏からの本市への移住を促すための施策、こういったものが必要になると考えております。

次に19番目の合計特殊出生率と、20番目の0-4歳人口になります。この2つの指標につきましては、矢板市のみならず、全国の自治体で課題となっている指標でございます。本市におきましては、各種子育て支援策を行っているところでございますけれども、晩婚化や、未婚率の上昇、また、核家族等によりましてこういった指標の改善が難しい状況となっております。

資料の説明は以上となりますけれども、人口減少、少子化、高齢化という流れの中で、国や県におきましても、なかなか人口減少、少子化に対する改善策

が見いだせないといった状況ではあります。しかしながら、国・県の総合戦略と歩調を合わせまして、計画の推進に当たっていきたいと考えております。

なお、外部の有識者で組織されております検証委員会、こちら10月19日に開催しております、御意見をいただいております。議員の皆様におかれましても、御意見をいただく様式は特に定めておりませんが、御意見、御提言などございましたら、総合政策課まで御連絡いただければと思います。お忙しい中恐縮ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○中村議員 1点お尋ねいたします。先ほどの説明の中で、城の湯温泉センターの件がございました。それで、お湯の量とか、施設の老朽化等を踏まえて検討を要するというような提言が出ているということですが、これにつきましては以前に、今後どうするかというようなことを全庁的に検討されてきたということがございました。このことを踏まえて今後どのように、検討をされていくのかについてお尋ねをいたします。

○議長 中村久信議員、この後に議題として故障の報告が出ているので、そこでお答えしたいということなのですが。その後の部分についてはよろしいですか。故障の対応に含めてお答えしたいということなのですが。

○中村議員 次をちょっと見落としてはいました。それは構いませんが、その内容はまだ承知してないところですけども、いずれにしても、私の言いたい趣旨は、さっきそういう提言があったという話がありましたので、これについては以前、全庁的に検討して一旦結論が出されています。そういったことを踏まえて、今後どう扱っていくのか、検討されていくのかについてでございますので、この次に出てくる事故がどういう影響がそこに出てくるのか分かりませんが、今のことに答えいただければ結構でございます。

○議長 暫時休憩します。 (10:18)

○議長 再開します。 (10:19)

○市長 ただいまの中村議員の御質問にお答えをいたします。

令和3年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証委員会につきましては、先ほど総合政策部長から説明がございましたように、去る10月19日に開催されました。

市内の関係者有識者の皆様に御出席をいただいた会議でございますけれども、その中で、本日、総合政策部長から、議員各位に御説明した内容とほぼ同じ内容を御報告させていただいたところ、委員、とりわけ、委員長につきましては、本市代表監査委員をお務めでございます、坪山和郎様にお願いしておりますけれども、まず坪山委員長のほうから、この城の湯温泉センターについて、コロナ禍で利用ができなかったのでやむを得ないとするのではなく、この検証をしっかりと行って、公営温泉の在り方について、廃止・売却・存続も含めて、市で方向性を検討していただきたいというような問題提起がございまして、何人かの委員のほうから御発言がございましたけれども、異論なく、私ども、市執行部のほうに宿題をいただいたということでございます。

このことにつきましては、以前、平成26年に全庁的な検討が行われたわけでございますけれども、新たにこのコロナ禍という状況の下での大幅な来場者の減少、そして、議題の③のところ御説明を申し上げようと思っておりましたけれども、度重なる2号源泉ポンプの故障、こういった状況につきましては、数年前5年前には予見できなかったという問題でございます。

こういったことも含めまして、全庁的に検討し必要に応じて、この議員各位だけではなくて、検証委員会のほうにも、途中経過等も報告をさせていただきながら、あるべき方向性を見いだしたいというふうに考えております。

現在のところ、10月19日時点のことということで申し上げた次第でございます。

その後、11月の4日になりますが2号源泉ポンプの故障もございました。そのことを含めてさらに、この後、健康福祉部長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○議長 よろしいですか。中村議員。

○中村議員 それは次にまた説明があるということですから結構ですが、今、市長が話された中で、2号源泉につきましては以前からお湯が少なくなっているということとか、それから、施設の老朽化ということはずっと言われていました。

したがって、そういった事故が起きるか起きないかは次結果としては分かりませんが、そういったことも、当然ながら前回の委員会というか研修等の中では、当然ながらあったと認識をしています。

今後、結果としてそれはリセットされたわけでございますけども、これからということになれば、今、市長が言われたように、この中のこともそこに加味して、総合的にするということは当然だと思いますが、以前もコロナ禍を考えては当然ながら想定をしておりませんでした。トータル的なそういう、存続・売却・廃止も含めてですね、検討されたというふうには、その結果が履行されなかったというふうに思っておりますので、そこを市長にどういうスタンスで、今後検討されるのかということについてお尋ねをしたかったわけでございます。この時期に関連して話があるということでございますから、総合的にそこで、そういう話に触れていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○市長 中村議員から御発言がございましたけれども、施設設備の老朽化につ

きましては、中村議員のほうから御破算になったというお尋ねがございましたけれども、庁内検討を基にいたしまして、平成 28 年度に機械設備、電気設備、併せまして建築関係の整備を行わせていただいたところでございます。これは 26 年度の庁内の検討委員会の結果を踏まえたものでございまして、今回温泉ポンプにつきましては、その後も毎年のように改修をしているという状況詳細につきましては、この後、健康福祉部長のほうから御説明を申し上げますけれども、当時につきましては、そういった施設設備の老朽化対策につきましては、実施をされているということだけは、御承知おきをいただきたいと思えます。

そして、湯量の減少という御指摘がありましたけれども、このことにつきましては、多少減少はしておりますけれども、今回、度重なるポンプの故障というようなことはですね、これまで全庁的な検討の中でも、特に際立った問題としては取り上げられていなかったと思っております。そういった中での、その後の状況といたしまして、ちょっと健康福祉部長の説明を先走るようでございますが、この 2 号源泉ポンプにつきましては、平成 28 年度に改修が行われたわけでございますが、平成 29 年度以降毎年のように故障し、毎年のようにと言いますか、毎年故障をしております。そういったことも含めて、健康福祉部長のほうから改めて御説明を申し上げたいと思えます。

○議長 よろしいですか。

ほかに御質問はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 市町の境界変更について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） こちらは平成 25 年に計画決定がありました、県営中山間高原小山帰地区土地改良事業、この施行に伴いまして矢板市と塩谷町の境界を変更する必要が生じたものでございます。

それでは資料の境界変更位置図をお願いいたします。場所は塩谷町境の高塩地内ということになります。

では、次にその後の境界変更区域全体図を御覧いただきたいと思います。

まず、黒の破線があると思いますが、それが現在の境界と、赤の実線が変更後の境界となります。ピンク色の斜線で塗りつぶしたといいますか、ハッチングした部分が、塩谷町から矢板市に編入される分。それで緑色の斜線で塗りつぶした部分が、矢板市から塩谷町に編入する区域というものでございます。

また表紙に戻っていただきまして、この表紙にありますようにそれぞれ編入する面積は、等積の 5,590 平米であります。そしてこの境界変更に伴う財産処分につきましては表の備考欄に記載をしましたが、その財産の財産処分をいたします。

つきましてはこの境界変更に関する関連する議案につきましては 12 月定例会に提出したいと考えておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○中村議員 議案として提出されるということですから、簡単に大きな疑問だけお尋ねいたします。現地は全然知らない状況で、今改めてこの地図を見ると、黒い破線、一点鎖線かな、昔の境界のほうが何となく自然で、赤い境界が入り組んで不自然に感じるのです。単純に。ただ、その境界を変更しなくては

ならない理由が発生したからやるということですが、具体的に言えばその大きな理由というのはどういうことなのでしょうかとということをちょっとお尋ねいたします。

○総務課長 御質問にお答えをいたします。

これは冒頭言いましたように県営の土地改良事業ということで県と、市も当然入っていますが、地権者も、当然いますのでそういった主に地権者の関係になると思うのですが、その施行の中で、やっぱりその後の換地関係もあって、おっしゃるように、冒頭の黒い破線よりは、赤のほうが入り組んだような形に結果として、なってしまったということであります。以上です。

○議長 ほかに御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。

③ 矢板市城の湯温泉センター2号源泉ポンプの故障について

○議長 説明を求めます。

○社会福祉課長(沼野晋一) では私のほうから、矢板市城の湯温泉センター2号源泉ポンプの故障について御報告申し上げます。

城の湯温泉センターにつきましては、センター敷地内にある1号源泉と、川崎小学校隣接地にある2号源泉の2つの源泉から、くみ上げた温泉を混合し、加熱処理の上、利用しているところでございます。このうち、2号源泉ポンプが、先週11月4日に緊急停止いたしまして、保守委託業者が配電盤の運転設置の入れ直しやリセットボタンによる復旧を試みましたが、復旧することができませんでした。2号源泉につきましては、平成29年度から令和2年度までの4年間、毎年故障しており、市はその都度ポンプの交換工事等を行ってま

いりました。今回につきましても、ポンプ交換に要する経費といたしまして、約 520 万円。そして、ポンプ交換時に水中ケーブルの劣化が激しい場合には、その交換のためにさらに、約 260 万円の追加経費が必要になるとも見積書が、提出されましたが、2号源泉ポンプの改修には多額の予算を要し、また、今後いつ故障するかわからないこと。さらに、本年度既に1号源泉については、予備費 660 万円を充当し、修繕したところであることから、市は2号源泉ポンプの改修を断念いたしました。

今後、城の湯温泉センターにつきましては、1号源泉のみで対応してまいります。一つの源泉で温泉センターの1号館、2号館の2つの施設を継続していくのは、困難でございます。そこで、現在、コロナ禍での来場者の大幅な減少に伴い、2号館の入浴施設は、土曜、日曜日でのみの開業としておりましたが、今後は、土曜、日曜も休業していきたいと考えております。なお、食堂や物販等2号館入浴施設以外は今後も利用いただけます。

以前から来場者の減少と、施設設備の老朽化が課題となっておりましたが、城の湯温泉センターにつきましては、市では平成 28 年度に建築機械設備、電気設備の改修を行ったほか、平成 29 年度には、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、スポーツツーリズムの拠点施設として再整備いたしました。その結果、平成 30 年度、令和元年と、来場者が増加しておりました。また、令和元年度に指定管理者を再選定した際に、指定管理料を大幅に引き下げて公募した結果、平成 30 年度に 2,880 万円であった指定管理料につきまして、令和元年度からは毎年 1,998 万円となるなど、コスト削減にも努めてまいりました。しかしながら、城の湯温泉センターの今年度上半期の来場者数は、同じコロナ禍にあった昨年度と比較しても、94.0%と減少しており、また、コロナ禍前の一昨年との比較では、45.0%の 4 万 181 人と大幅に減少しているところでござ

ございます。

城の湯温泉センターにつきましては、これまでも、議員の皆様から様々な御意見を頂戴しており、また先ほど総合政策部長から説明があったとおり、先日開催されました地方創生総合戦略検証委員会において、廃止・売却・存続を含めて方向性を検討するよう御提言をいただいているところから、今後その在り方についても検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はございませんか。

○中村議員 改めて伺います。先ほどから説明があったようなことが以前からアナウンスされていたと思います。したがって、何年度だったかは覚えていませんが、全庁的に当局として検討をされ、2号館については健康増進施設としてリニューアルしていくという方針がなされました。

先ほど私がリセットされたというのは、このことが履行されなかったということでございます。あのときに、2号館については新たな健康増進施設として、お湯についても少なくなってきたり、また設備が老朽化してきている、そういったことから廃止をしていくということは、そのときに話があったと記憶をしております。そのことが履行されなかったということでもあります。

今回また、検証委員会からのそういう提言を受けて検討するというところでございますが、以前、全庁的に検討したことを踏まえて、どういうスタンスで今後、それをされるのかということについて再度お尋ねをいたします。

○社会福祉課長 以前、検討されてきました、2号館についての改修については、そういった健康増進施設については、リセットされたところでございますけれども、施設整備等につきましては、先ほど申し上げましたように、建築機械設備電気設備等の改修は行ったというところでございます。

今後につきましては、こちらのほう、先ほど申し上げましたとおり、2号源泉につきましては、改修はしていかないというところで1号源泉のみで、運営をしていくというところもありまして、今後につきましては検証委員会の御提言がありましたとおり、廃止・売却・存続等も含めて、幅広い観点から検討を進めていきたいと考えております。

○中村議員 それは先ほど伺った内容の繰返しですので、私は以前に全庁的に検討して、その結果を一旦出した、そのことを踏まえてどういうスタンスですかという、そのこととの関係性を伺いたいということでございます。

○市長 ただいまの中村議員の再質問に対してお答えをいたします。

まず、中村議員につきましては、平成28年度、当初計画をしておりました城の湯温泉2号館の健康増進施設への改修、これが中村議員の表現を変えれば、御破算になったにもかかわらず、ということだと思いますが、健康増進施設への改修につきましては、当時の矢板市の財政力にあっては、困難であるというようなことを御説明させていただき、議会の議決もいただいて、予算のほうも修正をさせていただいたところでございます。仮に、この健康増進施設、トレーニングジム・トレーニングスタジオが整備されたからといって、来場者数がコロナ禍の下でも、V字回復をした上で維持できるというようなことは想定できないものと思います。また併せまして、今回の2号源泉ポンプの度重なる故障というものは、当時想定外であったというふうに認識をしております。

先ほど健康福祉部長のほうからも御説明申し上げましたが、その後平成29年度から毎年のように、この2号源泉ポンプ、原因ははっきりしておりませんが、毎年のように故障しその都度、予備費等を充当させていただいて、改修をしていると、というような状況でございます。

その上で、今後どのような形で具体的な検討をしていくかということでございますが、平成 26 年度、また 28 年度との比較の中で、この城の湯温泉センターを含む、城の湯やすらぎの里につきましては、平成 29 年度、国の地方創生拠点整備交付金をいただきまして、スポーツツーリズムの拠点施設として、再整備をいたしました。

前年の地方創生加速化交付金については、不採択だったわけですが、拠点整備交付金につきましては採択となりまして、1 億円を超える事業規模によりまして、キャンプ場でありますとか、RV パークでありますとか、またはレンタサイクルといったスポーツツーリズムに関する機能が付け加えられたわけでございます。

それによりまして、これも先ほど健康福祉部長から御説明申し上げましたけれども、コロナ禍前の平成 30 年度、令和元年度につきましては、来場者数が増加をいたしております。

このことを踏まえまして、国から地方創生拠点整備交付金をいただいている。検証委員会でその都度、検証をいただいているわけでございますけれども、こういったところを伸ばしていく必要があるのかなと考えております。

また、温泉施設につきましては、例えば、付近の類似の施設が、大規模なリニューアルを予定されているというふうにも伺っております。そうした中で、温泉施設をこれ以上充実強化していくということが、民業圧迫につながらないかということについても、よく検討していく必要があると思っております。

トレーニングジム・トレーニングスタジオにつきましても、市内にも民間の施設がその間設置されました。さらに、新たな会社の情報といったものも得ております。また文化スポーツ複合施設の 2 階部分には、そういったトレーニングジムのスペースを用意するというようなことも考えております。そういっ

た5年程度の状況の変化というものを十分踏まえた上で、改めて庁内的な検討を行っていくことになろうかと思えます。以上でございます。

- 中村議員 市長が申されたような形で十分検討していただきたいと思えます。ただ1点、ちょっと確認も含めてなんですが、2号館をリニューアルさせるときの予算は3月に当初予算として示されて議会で、全会一致で議決されました。

市長の今の言葉は、あのときにそれが履行困難な予算だったというように聞き取りましたが、そういう受けとめでよろしいでしょうか。

- 市長 平成28年3月のことだったと思いますが、2号館リニューアルのための予算につきましては、私、当時まだ市長はございませんでしたけれども、補正予算と、当初予算の中にも計上があったのではないかというふうに思っております。当初予算につきましても議決をしたのにとというような、議員のお尋ねかと思えますが、その後、私、4月に市長に就任をいたしまして、その内容について精査をさせていただきました。

その際にも申し上げたと思えますが、当時、とちぎフットボールセンターという、本市にとりましては一大事業を実施しなくてはいけない。これは本市のみならず、県北地域の県民の皆様を含めてですね、3万人を超える方の署名を集めて、候補地に選定をされた事業、これは何としてでもやり遂げなくてはいけない。そういった中で、事業予算規模等を精査したところ、とても矢板市の当時の予算、規模、財政力では、このフットボールセンターの整備、これによって矢板市全体の財政が傾きかねない、このようなことまで言ったかどうか分かりませんが、フットボールセンター整備事業が具体化する中で、フットボールセンターの事業と、城の湯温泉センターの改修、これを両立することはできないというようなことを判断させていただいて、この2号館の改修

については見合わせていただいたという経緯があらうかと思えます。

このことにつきましては議会で議決をいただいて、そのようにさせていただいたというような状況の変化があったということを改めて申し上げさせていただきたいと思えます。

○中村議員 改めて私が確認したかったのは、さっき市長のお言葉で、矢板市の財政力を考えた時にあの予算は困難だと、執行できない、そういう予算であったというニュアンスで受け取りますが、そういう受けとめでいいですかという質問をさせていただいていますので、それにお答えいただきたいと思えます。

○市長 率直に言って当時のですね、私の認識が間違っていなければ、当時、市長ではございませんけれども、補正予算に計上して、また当初予算にも同じ事業を計上したということでございますが、これは執行部の予算計上の仕方として適当だったかどうかというのは、今までこれ申し上げたことございませんでしたけれども、適当とは一般的に考えて、あまり想定されないケースだと思っております。

例えば、これ、矢板市役所の予算要求のルールでもですね、補助金がつかなかったからといって単費でやるというようなことは厳に慎むようにというのは、多分、予算要求時の注意事項にも書かれていることだと思いますけれども、そういったことを考えると、そもそもちょっと議員の御指摘より、前段階の話になってしまいますけれども、一般論としてああいう考え方がよかったのかどうかということについては、今でも疑問に思っております。

○議長 関連ですか。

○中村議員 関連ではありません、答えていただけていないので、それは私が言うよりも、議長からそういうふうに答えていただきたいということを書いて

いただきたい。私はさっきの答弁の中で、矢板市の財政力を考えたときに、実施困難な事業だったというような受けとめをしましたので、それはさっき言っていましたように当初は、予算を認めましたが、実施不可能な予算ということであったのか。そういう受けとめでいいですかということに対して伺っているわけですから、それに対して答えていただきたい。だから、再質問ではなくて、質疑ではなくて、先ほどの繰り返しでございます。

○市長 その当時の情報をもってすれば、平成28年3月当時の判断としては正しかったのかもしれませんが、その際には私は部外者でございました。

その後、平成28年の4月に、私、市長に就任させていただいて、改めて、仮称とちぎフットボールセンターの整備事業等についても精査をさせていただいたところでございます。

そうした中で、こういうことはあまり申し上げたくないけれども、例えば、当時事業費は6億数千万というふうに言われておりましたけれども、それには、落札率80%なるものがかけておりました。いわば6億数千万というのは8掛けの数字でございました。それを当時の、少なくとも前任の市長はお分かりにならなかったのだと思います。例えば、その事業を実施するのに、入札をかけるのに80%で落札するから80%の予算しか計上しないということはありません。しかしながら、その後さらに6億から10億というふうが増えていくわけでございますけれども、そういったところを、少なくとも前任の市長さんは御存じだったのかどうか。私はその確認をいち早くいたしました。これ余り申し上げると当時の執行部の責任もあるから、今まで申し上げたことはありませんでしたけれども、そういったことを踏まえまして、とても予想以上の今後大変な予算の支出を持ち出すというように判断をいたしまして、取りやめというような判断をさせていただきお認めをいただいたと認識

をしております。以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

○宮本議員 温泉センターにつきましては、廃止・売却・存続というような選択ということでございますが、これはいつ頃までの目途として決定していくのか、その辺のところを教えてください。

○社会福祉課長 いつ頃までにということでございますけれども、今後1号源泉ポンプのほうで、1号館のみの温泉のほうについては、営業していくと、継続していくということでございまして、今現在、2号館の入浴施設について、今回休止をさせていただくわけですが、そちらのほうの利活用については、早急にまとめていきたいなというふうには考えております。ただし、全体の温泉センター全体の、先ほどの廃止・売却・存続等につきましては、今後の課題とさせていただきますので、そちらのほうの全体的なものについては、いつごろまでというのは、なるべく早急には考えていきたいと思うのですが、いつ頃というのは、今ちょっと申し上げることはできないというような状況でございます。

○議長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(なし)

○議長 なければ次に進みます。

④ 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○健康増進課長(村上治良) 矢板市国民健康保険条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。資料を御覧ください。

はじめに、条例改正の趣旨でございますが、このたびの産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、出産育児一時

金とその加算部分の額の改正を行うものであります。

条例改正案の内容でございますが、出産育児一時金につきましては、現行の基本部分 40 万 4 千円に加算部分の 1 万 6 千円を加えた、合計 42 万円を給付しており、今回の健康保険法施行令等の一部改正により、基本部分が 40 万 8 千円に 4 千円引き上げられ、加算部分が 1 万 2 千円と 4 千円引き下げられるものであります。

なお、今回の一部改正により、対象者が受ける給付総額は 42 万円に変わりはありません。施行期日は、産科医療補償制度の見直しによる適用時期が令和 4 年 1 月以降の分娩から適用となることに合わせ、令和 4 年 1 月 1 日から施行することといたします。

今回の条例の一部改正につきましては、第 370 回市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。説明は、以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画（第 2 期）保護者説明会の開催結果について

○教育総務課長（細川智弘） 御報告いたします。この説明会の日につきましては 10 月 30 日の午前 10 時から 11 時、会場は片岡公民館のコミュニティホール。参加対象は片岡地区小中学校の保護者及び来年度片岡地区の小中学校入学予定の保護者といたしまして、37 人の参加者でございました。

説明事項は、片岡地区の小中学校の統合時期を、令和 10 年 4 月とすること。小学校の卒業前に閉校になってしまう、令和 5 年度の小学校入学生及び令和

5年度の在校生から統合予定校への就学を許可すること。統合後は、スクールバスを運行すること。統合前年度には統合準備金を交付すること。片岡地区の小中一貫教育につきましては、令和10年度に小学校を統合して、在り方検討を進めていくこと。12月には、片岡地区の皆様への説明会を開催することを説明いたしました。以上でございます

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

○中村議員 先般の全員協議会、10月22日でございましたけども、そのときに、専決の話で当局にお尋ねいたしました。そのときに、専決とは関係はなかったのですが、これまでの当局のやり方として、議員に対するいろんな情報のアナウンスについては、全協の後、記者発表というプロセスをずっとやっていて、そういう形でずっと流れがありました。それについて、齋藤市長になってから、前の日に全協をしながらアナウンスされないものが、次の新聞に載るといったことが多々あったというようなことを申し上げたと思います。議会に対するそういう話というのは、市行政の一翼を担う議事機関としての重要な位置付けである議会でございますから、市当局とともに矢板市の発展のために、市民福祉の向上のためにやっているということは御認識いただいているという中で、そういう話をしましたが、そうしたら、あのときは、明けての月曜日に記者会見発表があったのだと思います。火曜日の新聞に、全協では話のなかったアバターロボットの活用についての記事が掲載されていまして、それで、初め

で知ったわけでございますけども、なぜそういう進行を取られているのかその理由についてお尋ねしたいのと、やはり、前の日に全協を行うということで、いろいろな関係しそうな情報については、そのときに知らしめるっていうのを今まで取ってきたと思いますが、こういう、スタンスをとらないのはどういうことなのかということについて、改めてちょっとお尋ねをさせていただきます。

○市長 おっしゃっている意味がよく分からないのですが、ひとまず申し上げたいと思いますが、定例の記者発表というのを毎月1回程度、実施をしております。これにつきましては、全員協議会の直後かその翌日ということで年間のスケジュールを組んでやらせていただいておりますが、アバターロボットのお話もございましたし、農業者に対する応援金のことも、前回、議員が申されておりましたけれども、適時適切に必要な方に私ども市執行は情報のほうを提供させていただきたいと思っております。これに尽きます。

もちろん、全協後に記者発表の機会を予定しているのも、議会に対する配慮ではございますけれども、例えば、農業者の応援農業者に対する応援金につきましては、まずは、御要望をいただいた方に御回答する。御要望書をいただいた際に、マスコミの方にも配慮いただきました。その結果についてはきちんとマスコミの関係者にもお答えをする必要があるというようなことで10月の多分、あれは15日の金曜日だったように思いますけれども、農業委員会の会長さんに御報告をして、その御報告した内容をプレスリリースという形で、マスコミ各社のほうに情報提供させていただきました。その後、その直後ということではなかったと思いますが、その後しばらく経ってから、下野新聞さんが記事にされた。それがたまたま全員協議会の当日だったということでございます。そういったことで、アバターロボット等につきましても、その都度、矢板

市といたしましては、定例の記者発表以外にもいろんな情報の提供を、マスコミ関係者のほうにさせていただいております。

地元紙であったり、全国紙の支局の皆さんであったり、または記事の内容に応じて業界紙の皆様にも、その都度情報提供をさせていただいております。

全員協議会で、議員さん方に報告しなければ記者発表できないというような認識は私どもとしては持っておりません。前の市長さんのときにどういう取り決めだったのかわかりませんが、全協に説明しないと記者発表できないというような認識は持っておりません。臨時の記者発表というものをこれまでやらせていただきました。また、必要な方に適時適切にということで申し上げれば、これまで齋藤市長は、中村議員が言われるところ、多々ルール違反があったということですが、昨年の秋、小中学校の適正配置の件がございました。このことについては中村議員の泉地区の説明会でおられたときに、市が保護者の皆様から非常に強い批判を受けたということ。耳にされている、実際に御覧になっていると思いますが、あのときはですね、以前の小中学校適正配置の際になぜ議員に伝えなかったのかというような趣旨のお尋ねをこの中村議員以外の議員がされて、多少、全員協議会が紛糾したことがあったと思います。

そこで、まず議員に全員協議会で説明をさせていただいてから、保護者説明会の御案内を差し上げ、保護者説明会なり地元説明会を開催したところ、保護者のほうからは、それを結果として新聞が取り上げたわけですがけれども、我々より先に、なんで議員に説明する必要があるのか、さらに言うとマスコミに説明する必要があるのかといった趣旨の大変強いお叱りを、まさに去年の今頃でございますがいただきました。こういった、私どもとしては大変苦い経験もでございます。

そういったことから、必要な方に、必要とされる方にいち早く適時適切にということになるかと思いますが、そういった形での情報提供を心がけさせていただきたい。そのような認識を新たにしたところでございますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○中村議員 適時適切に必要な方ということでは、適時ということでは、その前に全協やっているわけですから、ちょうどいいタイミングですよね。後は、必要な方ということは、議会にとっては必要のない情報だと。そのように受けとめざるをえない。

先ほど言いましたように、議会は市長の下請け機関ではありません。市政を運営するための憲法に定められた議事期間として置かれているわけです。そういったことも踏まえて、要は、市全体を矢板市の将来、また市民の将来、そういったことを見据えて、どのように運営するかというのは、執行権者である市長だけの責任ではないのです。

我々議会もそれぞれ多種多様な形で意見を述べながらですね、矢板市の市政運営を担う。そういう責任を負っているわけです。したがって、適時ということであれば先ほど、ああいうプロセスを取っているということは、議会に、アナウンスするいいタイミングです。後は市長、それと、議長も、ずっと簡潔にやりとりをしてくださいという最初の話がございました。それで、市長の話を止められるのは、この場では議長しかいませんので、そういったところの取り計らいはやっていただきたいと思います。

何を申し上げたいのか分からない。前の話を繰り返す。そのようなことが多々ありますので、いずれにしても、私が申し上げたいのは、先ほど市長が言われた、適時適切に必要な方ということで、記者発表する内容につきましては、当然ながら市が重要だと思われる施策、事務事業について発表するという

認識を持っておりますので、そのタイミングで、アナウンスをしていただきたいというように、要望というよりも、先ほど言いましたように議会というものをちゃんと認識をしていただきたいという思いを持ってですね、お話をさせていただきます。

○議長 それは要望でよろしいですね。要望ですから市長、発言しなくて結構です。

○市長 簡潔に申し上げます。私も県議会議員を5年弱させていただいて、地方議会の重要性ということについては、よく承知をしているつもりでございます。そういった中で、栃木県議会についても多少承知をしておりますけれども、記者発表する内容をその都度、私は県の知事部局執行部から情報提供いただいたというような記憶はございません。

また県の職員もやっておりましたけれども、そのようなことがあるということは、不勉強かもしれませんが承知しておりません。

少し、矢板市議会といいますか中村議員さんのお考えが極端すぎるのではないかなというような印象を持っているのが1点でございます。そして、確かに議会はこの街をよくしていくための車の両輪だということには承知しております。その中で、専決につきましては、私ども市執行部といたしましては、これまで議会への、少なくとも報告なしに専決処分をしたことはないと思います。きちんと報告をさせていただいてから、専決をさせていただく。ここに一定のルールがあるものと捉えさせていただいております。そういった中で、前回の全員協議会の席で、専決処分前に議員さん方には御説明をさせていただいて、その後ちょっと期日は分かりませんが、専決処分の手続きを取らせていただいたと、こういったことを含めてですね、十分な配慮を私どもさせていただいているという認識でございます。これは市長だけではなく、市執

行部の考え方として申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

○中村議員 さっき言いましたように、私を含めて、その発言を止められるのは、議長しか言いません。それで、ああいうふうに言われれば、またそれに対して当然ながら出てくるでしょう。議長もそこで今聞かれていて、どう思われたかわかりません。だから、そういうところは議長にしっかりさばいていただきたいと思います。

とにかく、今の発言は市長及び執行部の総意だと受けとめましたが、私は、今までのそのやり方について、今までというのは、齋藤市長の中でのやり方については改めるべきじゃないでしょうかという疑問を持っていますから、それが私だけなのか。他の人も思っている人がいるかどうか分かりません。しかし、そういうふうな思いを持っていますので、よろしくお願いします。

○議長 議会は議論の場ですから結構ですけども。

5 閉会

○議長 本日の全員協議会はこれにて閉会いたします。御苦労さまでした。

(1 1 : 1 3)

令和 年 月 日

議長